

新たに多世代で同居・近居を始めるために
住宅取得等を行う方へ補助金を交付します

福島県 多世代同居・近居推進事業

～平成30年度募集の御案内～

補助額
最大 **110** 万円

- 県では、世代間の支え合いによる子育て環境や高齢者の見守りの充実などを目的に、新たに多世代で同居・近居を始めるために住宅取得等を行う方へ補助金を交付します。
- 今年度の募集期間は2回です。まずは、エントリーシートにてお申し込みください。
- 子ども加算対象となる方は、住宅金融支援機構のフラット35子育て支援型の金利引下げ制度が受けられる場合があります。

詳しくは裏面をご覧ください ▶



第1回
募集期間

募集戸数 60戸

平成30年

5月28日(月)～6月22日(金)

第2回
募集期間

募集戸数 20～40戸程度
予算の残額に応じて変わります。

平成30年

8月20日(月)～9月14日(金)

◆2回目の募集が終了しても募集枠に満たない場合は、随時募集します(先着順)。

補助対象者 ※下記は概要(詳細は県ホームページで御確認ください。以下同様)

- 福島県内で**新たに多世代同居・近居**を始める方
※既に多世代同居・近居をしている場合は対象外。
※「**多世代**」とは、祖父母(どちらか一方を含む。曾祖父母も含む)、父母(どちらか一方を含む)及び子(1人以上。年齢は問わない)の**三世代以上**のこと。
※「**近居**」とは、親子又は子の祖父母が**住所変更**を行い、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離がおおむね**2キロメートル以内**にあること。
- 平成28年4月1日以降に契約(工事請負・売買)締結し、平成31年3月31日までに同居・近居を開始する方
ただし、**当選後、補助金交付申請書の提出前に引渡しを受けた場合は対象となりません。**
- 平成31年度から**3年間以上、多世代同居・近居を継続すること**(就学、結婚による転出等やむを得ない場合を除く)
ただし、住宅金融支援機構の金利引下げ制度を受ける場合は5年間以上同居・近居を継続する必要があります。

補助対象経費

- 多世代同居・近居を行うための**住宅取得**(新築住宅(戸建・集合)又は中古住宅(戸建・集合)の取得)
- 多世代同居に必要な**現に居住している住宅の増改築又は改修**
- 多世代同居・近居を行うために**取得した中古住宅の増改築又は改修**

対象外経費

- 土地取得費
- 増改築・改修における補助対象以外の経費
- 国・地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費
- 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

補助額(最大額110万円)

- 【上記補助対象経費の1/2】又は【下記①～③の合計】の**いずれか低い額**

①補助基本額	②子ども加算額	③県外移住世帯加算額
50万円	10万円/人 ※4人まで加算可	20万円/申請

補助対象住宅

- 世帯の人数や年齢から算出される**一定の延べ面積水準**(下記)以上であること
 - 戸建住宅 : 一般型誘導居住面積水準
 - 集合住宅: 都市居住型誘導居住面積水準(75㎡超の場合は75㎡)
 - 増改築・改修: 最低居住面積水準
- 昭和56年以前の**旧耐震基準**で建築された**木造住宅**の場合、「福島県安全安心耐震促進事業」等による**耐震診断が事業完了日までに完了**

応募方法

- 補助に応募される方は、まずエントリーシートにて募集期間中にお申し込みください。
応募者多数の場合は**抽選**となります。
エントリーシートの様式は福島県建築指導課ホームページからダウンロードしてください。
 - エントリーシートは、**同居・近居予定の市町村を所管する県建設事務所(下記)**へ提出してください(郵送又は持参)。
 - **抽選の結果、当選された方は、所定の書類を添えて補助金交付申請書を下記の県建設事務所に提出してください。**
- ※当選者は期限までに交付申請書が提出されない場合、当選の権利を失います。
- 補助金の交付要件やエントリーシート、申請様式等の詳細は、福島県建築指導課ホームページに掲載しています。

(URL) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/tasedaidoukyokinnkyo.html>

福島県 多世代同居近居

問い合わせ先

福島県 建築指導課 民間建築担当	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号	TEL 024-521-7529
県北建設事務所 建築住宅課	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県庁北庁舎6階	TEL 024-521-2575
県中建設事務所 建築住宅課	〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 北分庁舎1階	TEL 024-935-1462
県南建設事務所 建築住宅課	〒961-0971 白河市昭和町269番地	TEL 0248-23-1636
会津若松建設事務所 建築住宅課	〒965-8501 会津若松市追手町7番5号	TEL 0242-29-5461
喜多方建設事務所 建築住宅課	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6番3号	TEL 0241-24-5727
南会津建設事務所 建築住宅課	〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番1号	TEL 0241-62-5337
相双建設事務所 建築住宅課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地	TEL 0244-26-1223
いわき建設事務所 建築住宅課	〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 南分庁舎3階	TEL 0246-24-6134

○フラット35子育て支援型の詳細については、住宅金融支援機構お客さまコールセンターにお問い合わせください TEL 0120-0860-35